



はえばる

沖縄県立南風原高等学校

沖縄県立南風原高等支援学校

いじめ防止基本方針

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～

人ジメ ZERO!



ふえーぬくん

県立南風原高等学校

県立南風原高等支援学校

令和8年4月

南風原高等学校・南風原高等支援学校

「いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. いじめの定義

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第4条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3. 「いじめ」の判断

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。
 - 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。
 - 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。上記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
 - 見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
- いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。
 - 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。
- ※ 教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、同法違反となり得る。

☆ 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨性的いたづらをされる 等

※「発達障がい」「外国人児童生徒」「性同一性障害」「東日本大震災被災者や原発事故避難者」などへ配慮した対応も必要である。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめの防止等のために学校が実施する施策

（1）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ① 既存の委員会である「生徒指導委員会」、「人権・セクハラ・教育相談委員会」、「特別支援教育委員会」の3委員会を合併させ、「いじめ対策委員会」（臨時委員会）を設置する。
- ② 「いじめ対策委員会」の構成員
校長、教頭（全支）、生徒指導主任、教育相談係、各学年主任、養護教諭、HR担任、スクールカウンセラー、その他関係の深い職員 等。
※必要に応じて地域ソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者、児童相談所等

③ いじめ対策委員会の役割

- ・ いじめ防止基本方針の周知
- ・ いじめに関する相談、通報への対応
- ・ いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・ 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（web ページ掲載等）
- ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・ 重大事態への対応

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止のための取組

- ・ 教育相談だよりや生徒指導通信を通した広報活動
- ・ 各種アンケート（学校生活アンケート、学校評価生徒アンケート等）の実施
- ・ web ページを通した生徒・保護者に対するいじめ防止基本方針の周知
- ・ 職員研修の実施

② 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる）

- ・ 出席簿を検証する（2日以上連続で欠席している生徒の状況・事由確認）
- ・ アンケート調査を実施する
- ・ いじめ対策委員会が「相談窓口であること」、「いじめられた生徒を徹底的に守り通すこと」を生徒に認識されるようにする
- ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底
発見者→学年主任→教頭→いじめ対策委員会
※情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

③ いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める
- ・ 迅速に詳細を確認する
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

※これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ情報共有する

【 被害者への対応 】

- ・ 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する
- ・ 被害者を徹底的に守り通す
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる

【 被害保護者への対応 】

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える

【 加害者への対応（支援を含む） 】

- ・ 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要ときは関係機関との連携を行う
- ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する

【 いじめをはやし立てる児童生徒への対応 】

- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む

★ 関係機関との連携

- ・ 犯罪行為、又は児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る

※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上

- ・ ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課（Tel. 866-0110）、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う

④事実確認と支援・指導

ア 事実確認（原因究明）

いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく支援・指導を行えるようにする。

（聴き取りの際の留意事項）

- ・複数の教職員で行う。
- ・先入観に陥らないよう留意する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- ・秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- ・聴き取りを終えたら、保護者に説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないように指導する
- ・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる
- ・反省期間が終了した後も、見守り指導を継続する

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、好ましい集団のあり方等を指導する
- ・ホームルーム、学校の雰囲気などに常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことと、対応策を具体的に伝える
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る

（３）ネット上のいじめの対応

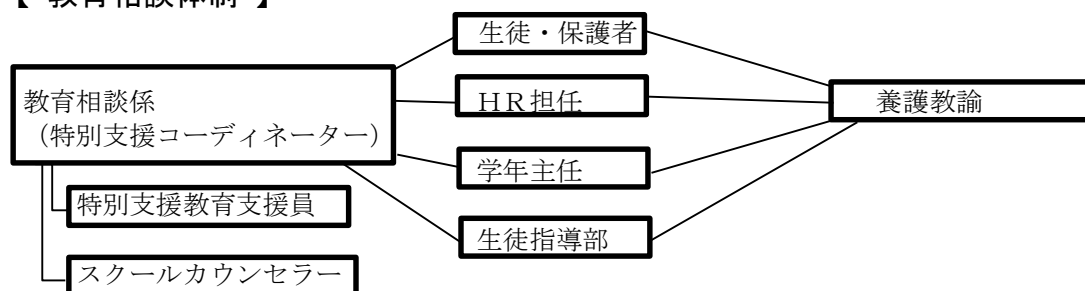
ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて警察署と連携して対応する。

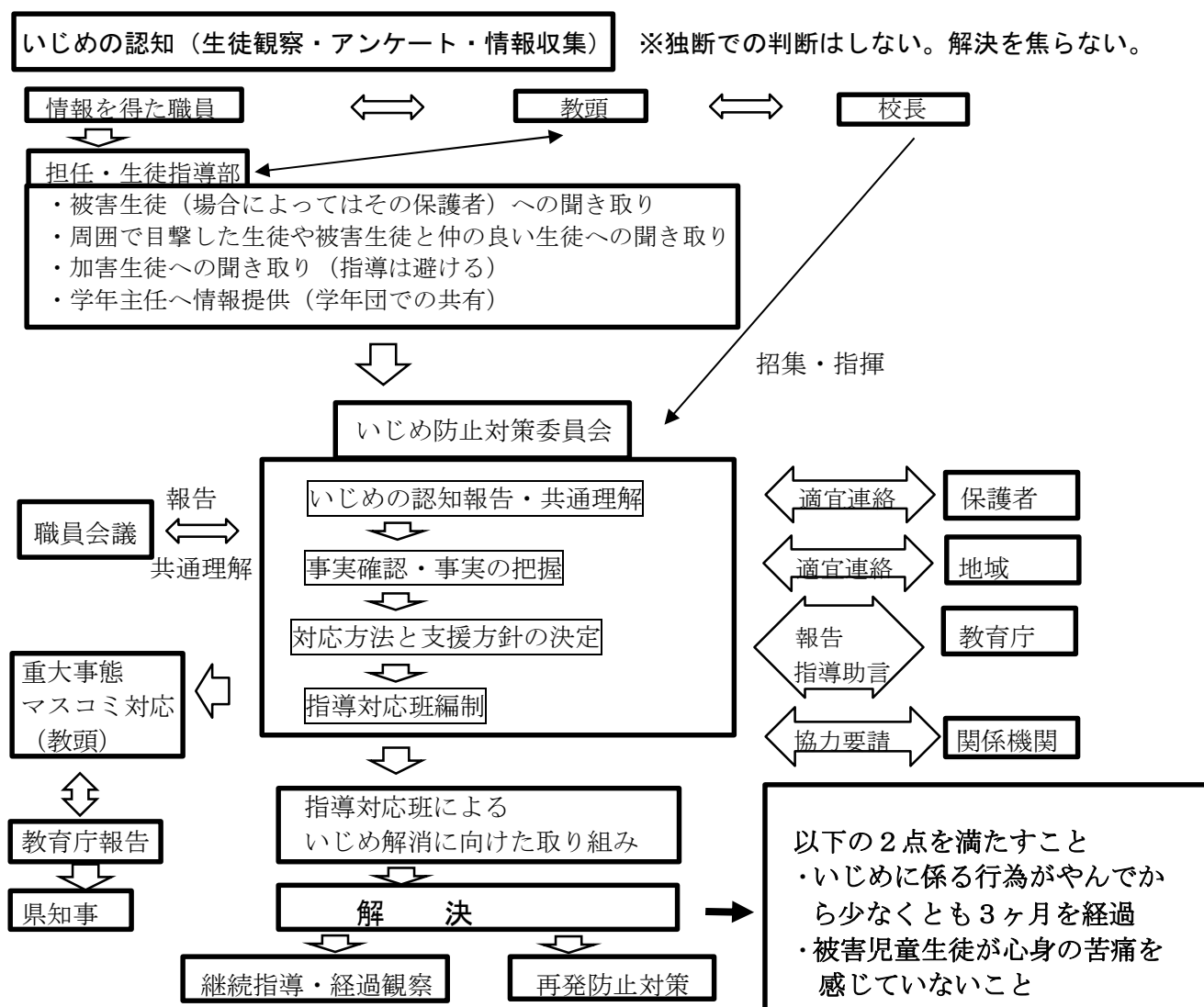
また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

- ※ 法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

【 教育相談体制 】



【 組織的対応マニュアル 】



※ いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事案）が発生した場合

- ・速やかに教育庁や警察等の関係機関へ報告する
- ・教育庁の指導・助言のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体で組織的に対応し迅速に事案解決にあたる
- ・事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する

⑤ 校内研修年間計画

1 学期	・学校いじめ防止基本方針読み合わせ（全職員） ・web ページでの生徒及び保護者への周知 ・校内研修（全職員） ・講演会（生徒対象） ・アンケート調査実施（生徒対象） ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認
2 学期	・校内研修（全職員） ・講演会（生徒対象） ・アンケート調査実施（生徒対象） ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・学校評価アンケート （いじめへの評価を含む。例：○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、○早期発見・事案対処のマニュアルの実行、○定期的・必要に応じたアンケート、○個人面談・保護者面談の実施、○校内研修の実施、○組織的対応、○組織の児童生徒・保護者への周知 等）
3 学期	・アンケート調査実施（生徒対象） ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・学校評価アンケート分析（いじめに関する項目） ・学校いじめ防止基本方針見直し→次年度へ引き継ぎ→web ページ掲載

2. 重大事態への対処

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略）

（1）発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

（2）重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

① アンケート実施

- ・実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

② 面談実施

- ・教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

（3）調査結果の情報提供及び報告

① 被害児童生徒・保護者への報告

② 教育委員会を通して首長への報告

※ ①の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

Ⅲ いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等。
 - 学校生活アンケート
 - 学校評価生徒アンケート等
- ② 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等。
 - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - 生活実態調査
- ③ 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等。
 - いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート等

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、学年主任、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

Ⅳ いじめ等への迅速対応

1. 被害者のケア

- ① 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ② 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

2. 加害者の特定及び指導

- ① 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ② 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③ 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

V いじめの再発防止対策

1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。
- ④ いじめが「解消している」状態の要件は、以下の2点を満たしていることである。
 - ・いじめに係る行為がやんでから少なくとも3ヶ月を経過
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑤ 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ⑥ 拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ⑦ 「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

3 連携機関

- ・与那原警察署 098-945-0110
- ・那覇警察署 098-836-0110
- ・那覇地方法務局 098-854-7950（代表）
- ・中央児童相談所 098-886-2900
- ・沖縄県立総合教育センター（教育相談専用ダイヤル） 098-933-7537

4 相談窓口

- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
 - ・子どもの人権110番 0120-007-110
 - ・子ども若者みらい相談プラザSORAE（ソラエ） 098-943-5335
- ※ いじめに悩んだり、心配な友達がいたら気軽に相談してみてください。
- ※ 通話料は無料です。

いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
PHASE IV (末期段階) 段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意志有り	③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 ②執拗な金銭の強要等がある。 ①治療を要するケガを負わされる。 等	警察へ「通報」
PHASE III (中期・後半期) 段階 ・ 指導が困難	③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。 ②PHASE I や II の段階で指導したにも関わらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。 等	警察へ「相談・通報」
PHASE II (中期・前半期) 段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化	⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。 ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。 ④(軽い)ケガを負わされる。 ③窃盗を強要(万引きの見張り役等も含む)される。 ②被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 等	校内規定に準じ、指導・支援を行う
PHASE I (初期段階) 段階 ・ 軽微ないじめ	⑧写真をネットに勝手に掲載される。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ④物を借りて返さない。 ②軽くぶたれる。 ③ケンカを強要される。 ①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 等	

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☐ 不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人であることが多い ☐ ふざけて質問をする
休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人であることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☐ 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	☐ 一人に残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☐ 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☐ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☐ 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☐ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☐ 目立つ服装をしってくる
そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☐ 校則違反、問題行動をする

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。
「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」などが
有りましたら、**担任又は教育相談係**に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がない、又は食事の量が減った。	
4	家族のいる前で携帯電話を使わなくなった。	
5	メール等を見た後、不機嫌になったり表情がくもるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	交友関係が変わったように感じる。	
8	一人で部屋に引きこもり、友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	ちょっとした事にも、びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	過度に SNS の書き込み等を気にする様子がある。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなったり、感情の起伏が激しくなったりする。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：098（889）4618

■学校のFAX番号：098（889）3667

